

返戻金制度について

■返戻金に関する事項

当社の紹介により就職した者（採用決定者）が就業開始後（入社日起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）
当社は求人者に、報酬の一部を下記のとおり返還するものとします。

記

- （１）入社日以後１ヶ月未満の場合は手数料の 100%を返還
- （２）入社日以後１ヶ月以上３ヶ月未満の場合は手数料の 50%を返還
- （３）入社日以後３ヶ月以上６ヶ月未満の場合は手数料の 30%を返還

ただし、退社等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

以 上